

令和2年度 茨城県一般会計予算

令和2年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

1,162,917,015

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ~~1,162,917,015~~千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		386,700,713 <small>千円</small>
	1 県 民 税	121,578,770
	2 事 業 税	86,839,528
	3 地 方 消 費 税	79,219,273
	4 不 動 産 取 得 税	6,093,391
	5 県 た ば こ 税	3,227,850
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,446,959
	7 軽 油 引 取 税	32,988,972
	8 自 動 車 税	52,987,598
	9 鉱 区 税	4,300
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,273,569
	11 狩 猟 税	40,023
	12 旧 法 に よ る 税	480
2 地 方 消 費 税 清 算 金		124,465,364
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	124,465,364
3 地 方 譲 与 税		51,566,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	47,194,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,873,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	146,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	235,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	117,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地方特例交付金		1,938,000
	1 地方特例交付金	1,938,000
5 地方交付税		189,802,000
	1 地方交付税	189,802,000
6 交通安全対策特別交付金		754,000
	1 交通安全対策特別交付金	754,000
7 分担金及び負担金		8,703,512
	1 分担金	627,074
	2 負担金	8,076,438
8 使用料及び手数料		17,802,458
	1 使用料	12,272,600
	2 手数料	793,120
	3 証紙収入	4,736,738
9 国庫支出金		140,192,532
	1 国庫負担金	51,063,221
	2 国庫補助金	86,219,676
	3 委託金	2,909,635
10 財産収入		1,689,868
	1 財産運用収入	902,048
	2 財産売却収入	787,820
11 寄附金		67,132
	1 寄附金	67,132
12 繰入金		26,845,462
		26,902,862
	1 特別会計繰入金	7,108,259
	2 基金繰入金	19,737,203
		19,794,603

13	繰越金		5,000,000
		1 繰越金	5,000,000
14	諸収入		87,263,774
		1 延滞金, 加算金及び過料	592,602
		2 県預金利子	8,075
		3 公営企業貸付金元利収入	54,838
		4 貸付金元利収入	68,466,963
		5 受託事業収入	6,230,198
		6 収益事業収入	8,322,671
		7 利子割精算金収入	3
		8 雑収入	3,588,424
15	県債		120,126,200 120,370,800
		1 県債	120,126,200 120,370,800
	歳入合計		1,162,917,015 1,163,210,015

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,715,010
	1 議 会 費	1,715,010
2 総 務 費		36,552,111
	1 総 務 管 理 費	21,534,460
	2 徴 税 費	12,442,824
	3 市 町 村 振 興 費	2,046,875
	4 選 挙 費	17,013
	5 人 事 委 員 会 費	139,635
	6 監 査 委 員 費	171,304
	7 諸 費	200,000
3 企 画 開 発 費		12,648,565
	1 企 画 費	8,264,174
	2 開 発 費	2,696,460
	3 統 計 調 査 費	1,687,931
4 生 活 環 境 費		9,959,818 10,261,818
	1 生 活 文 化 費	2,446,924 2,748,924
	2 防 災 費	1,696,617
	3 環 境 保 全 費	5,641,805
	4 災 害 救 助 費	174,472
5 保 健 福 祉 費		218,297,813
	1 厚 生 総 務 費	113,624,804
	2 生 活 保 護 費	5,466,743
	3 児 童 福 祉 費	43,288,947

	4 障 害 福 祉 費	26,720,536
	5 保 健 所 費	2,037,171
	6 医 薬 費	10,263,564
	7 環 境 衛 生 費	5,045,557
	8 公 衆 衛 生 費	11,850,491
6 勞 働 費		2,603,800
	1 勞 働 政 策 費	693,831
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,779,775
	3 勞 働 委 員 会 費	130,194
7 農 林 水 産 業 費		49,135,748
	1 農 業 費	18,586,692
	2 畜 産 業 費	2,372,935
	3 林 業 費	5,710,289
	4 水 産 業 費	4,911,065
	5 農 地 費	17,554,767
8 商 工 費		82,215,383
	1 産 業 政 策 費	53,291,332
	2 技 術 革 新 費	1,530,295
	3 中 小 企 業 費	2,760,957
	4 観 光 物 産 費	2,140,182
	5 立 地 推 進 費	22,492,617
9 土 木 費		116,586,507
	1 土 木 管 理 費	3,080,155
	2 道 路 橋 梁 費	66,689,195
	3 河 川 海 岸 費	21,145,553

	4 港 湾 費	10,013,664
	5 都 市 計 画 費	11,881,364
	6 住 宅 費	3,776,576
10 警 察 費		63,947,728
	1 警 察 管 理 費	58,065,687
	2 警 察 活 動 費	5,882,041
11 教 育 費		274,689,315
	1 教 育 総 務 費	55,245,397
	2 小 学 校 費	83,006,047
	3 中 学 校 費	46,576,723
	4 高 等 学 校 費	59,735,962
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,548,820
	6 社 会 教 育 費	3,723,423
	7 保 健 体 育 費	1,852,943
12 災 害 復 旧 費		813,205
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,682
13 公 債 費		147,237,530
	1 公 債 費	147,237,530
14 諸 支 出 金		146,214,482
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,713,557
	2 利子割交付金	369,341
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	72,990,959
	5 地方消費税交付金	63,146,979

	6 配 当 割 交 付 金	1,603,978
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	880,054
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,398,177
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	3,935,304
	10 公 營 企 業 貸 付 金	176,132
15 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		1,162,917,015 1,163,219,015

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和2年度 至 令和12年度	元金1,176,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県庁舎中央監視設備 更新工事請負契約	県庁舎の中央監視設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令 和 3 年 度	169,685千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和9年度	融資総額10億4,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和17年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和9年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和3年度 至 令和7年度	681,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和8年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	10,940千円
創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	34,000千円
女 性 ・ 若 者 ・ 障 害 者 創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	24,000千円

女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和12年度	2,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	20,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	142,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和14年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	88,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和20年度	68,000千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	112,000千円
災害対策融資 利子補給	市町村が災害対策融資を利用する中小企業者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和3年度 至 令和5年度	58,608千円

失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和8年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和4年度	58,135千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和3年度	3,245千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和2年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和2年度 至 令和3年度	139,112千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和22年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和17年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和2年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和3年度 至 令和14年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和5年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和22年度	31,250千円

外国人労働者等 住環境整備資金 利子補給	茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業法人等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和17年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に規定する率を乗じて得た額
漁業近代化資金等 利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和25年度	融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和5年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
地方道路整備 費用負担契約	一般国道118号、大子町南田気地内の南田気跨線橋（仮称）の地方道路整備に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和3年度	500,000千円
県営住宅建設 工事請負契約	桜川西アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	367,000千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和3年度 至 令和7年度	9,686千円
県立学校校舎 賃貸借契約	県立鹿島特別支援学校外1校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和3年度 至 令和13年度	926,640千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和3年度	1,100千円
警察本部庁舎空調 自動制御設備更新 工事請負契約	警察本部庁舎の空調自動制御設備更新に係る工事請負契約を締結する。	令和3年度	406,212千円
警察職員宿舎整備 運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和4年度 至 令和33年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	千円 413,800	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	712,800			
湛水防除事業	31,800			
土地改良事業	2,991,900			
河川事業	13,987,400			
海岸整備事業	351,300			
砂防事業	149,200			
急傾斜地崩壊対策事業	261,100			
港湾整備事業	1,043,500			
道路橋梁整備事業	23,869,300			
街路事業	3,237,400			
空港整備事業	2,800			
放課後児童クラブ整備事業	365,600			
産業技術専門学院整備事業	45,600			
栽培漁業センター施設整備事業	22,000			
体育施設整備事業	251,200			
公営住宅建設事業	721,300			
過年補助災害復旧事業	20,700			
現年補助災害復旧事業	191,800			
過年直轄災害復旧事業	10,000			
現年直轄災害復旧事業	79,300			
単独災害復旧事業	173,300			
保護施設整備事業	18,300			
児童福祉施設整備事業	53,700			

老人福祉施設整備事業	751,400			
障害福祉施設整備事業	432,800			
県庁舎等整備事業	1,065,600			
交通安全施設整備事業	787,600			
警察施設整備事業	1,503,700			
公園事業	558,800			
高校整備事業	2,650,300			
文化施設整備事業	526,100			
社会教育施設整備事業	94,800			
特別支援学校整備事業	859,600			
空港周辺整備事業	43,700			
地域鉄道設備等整備事業	49,600			
石綿対策事業	14,900			
災害救助対策事業	16,400			
消防施設整備事業	135,200			
原種苗センター整備事業	23,600			
畜産センター施設整備事業	57,200			
地域活性化事業	902,800 1,147,400			
防災対策事業	549,700			
合併特例事業	1,432,400			
地方道路等整備事業	2,042,300			
緊急防災・減災事業	389,700			
上水道事業出資金	1,000,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	51,200,000			} 30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	4,000,000			
災害援護資金貸付金	32,900	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	120,126,200 120,370,800			

令和2年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和2年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,716,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		12,716,399 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	12,061,440
	2 繰 入 金	96,449
	3 繰 越 金	558,510
歳 入 合 計		12,716,399

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		12,716,399 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	12,133,230
	2 積 立 金	1,313
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	481,856
歳 出 合 計		12,716,399

令和2年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和2年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,321,278千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 141,902,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
計	141,902,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		181,321,278 ^{千円}
	1 財 産 収 入	100,394
	2 繰 入 金	39,318,284
	3 県 債	141,902,600
歳 入 合 計		181,321,278

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		181,321,278 ^{千円}
	1 公 債 費	181,321,278
歳 出 合 計		181,321,278

令和2年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和2年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ981,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市町村振興資金収入		981,000 ^{千円}
	1 繰越金	1
	2 諸収入	980,999
歳入合計		981,000

歳 出

款	項	金 額
1 市町村振興資金支出		981,000 ^{千円}
	1 市町村振興資金支出	800,000
	2 繰出金	180,000
	3 予備費	1,000
歳出合計		981,000

令和2年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和2年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,209,509千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
神栖総合公園 整備事業	千円 21,700	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立カシマサッカ スタジアム整備事業	1,712,100			
計	1,733,800			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		4,209,509 ^{千円}
	1 事業収入	126,846
	2 財産収入	543,286
	3 繰越金	1,409,056
	4 諸収入	395,890
	5 県債	1,733,800
	6 使用料	631
歳入合計		4,209,509

歳 出

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		4,209,509 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	1,810,329
	2 公債費	2,389,180
	3 予備費	10,000
歳出合計		4,209,509

令和2年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

令和2年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,097,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学付属病院 整備事業	千円 102,000	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	102,000			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院収入		3,097,376 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	1,756,529
	2 財産収入	5,800
	3 繰入金	1,191,313
	4 繰越金	27,500
	5 諸収入	14,234
	6 県債	102,000
歳入合計		3,097,376

歳 出

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院費		3,097,376 ^{千円}
	1 病院運営費	2,588,213
	2 研究研修費	28,088
	3 公債費	478,575
	4 予備費	2,500
歳出合計		3,097,376

令和2年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和2年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ244,513,852千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		244,513,852 ^{千円}
	1 負担金	74,555,673
	2 国庫支出金	70,309,062
	3 財産収入	6,239
	4 繰入金	16,786,569
	5 繰越金	3,739,135
	6 諸収入	79,117,174
歳入合計		244,513,852

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		244,513,852 ^{千円}
	1 国民健康保険費	244,507,513
	2 積立金	6,239
	3 予備費	100
歳出合計		244,513,852

令和2年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170,844千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子・父子・寡婦福祉 貸付資金	千円 16,034	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項並びに同法施行規則第12条の規定による。
計	16,034			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金収入		170,844 ^{千円}
	1 繰入金	14,182
	2 貸付返納金	99,284
	3 繰越金	41,123
	4 諸収入	221
	5 県債	16,034
歳入合計		170,844

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金支出		170,844 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	170,839
	2 予備費	5
歳出合計		170,844

令和2年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和2年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,630,423千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		32,630,423 ^{千円}
	1 繰 入 金	38,651
	2 繰 越 金	383,455
	3 諸 収 入	32,208,317
歳 入 合 計		32,630,423

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		32,630,423 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	32,621,323
	2 予 備 費	9,100
歳 出 合 計		32,630,423

令和 2 年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和 2 年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		63,305 ^{千円}
	1 繰入金	4,527
	2 繰越金	263
	3 諸収入	58,515
歳入合計		63,305

歳 出

款	項	金 額
1 農業改良資金支出		63,305 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	58,764
	2 業務勘定支出	4,533
	3 予備費	8
歳出合計		63,305

令和2年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,959千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,959 ^{千円}
	1 繰入金	959
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	999
歳入合計		91,959

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,959 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	959
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,959

令和2年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,446千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,446 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,442
	2 繰 越 金	36,155
	3 諸 収 入	33,849
歳 入 合 計		71,446

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,446 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	70,000
	2 業務勘定支出	1,442
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,446

令和2年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和2年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,618,704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 5,077,500	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	5,077,500			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		11,618,704 ^{千円}
	1 使 用 料	1,624,950
	2 財 産 収 入	353,698
	3 繰 入 金	2,077,497
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	2,483,059
	6 県 債	5,077,500
歳 入 合 計		11,618,704

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		11,618,704 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	139,737
	2 港 湾 管 理 費	1,743,582
	3 港 湾 振 興 費	52,721
	4 港 湾 建 設 費	4,045,200
	5 公 債 費	5,635,464
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		11,618,704

令和2年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和2年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,040,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 3,937,200	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	49,208,600			
計	53,145,800			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		74,040,727 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	25
	2 国庫支出金	1,078,855
	3 負担金	178,500
	4 財産収入	11,152,404
	5 繰入金	7,372,447
	6 繰越金	208,072
	7 諸収入	904,624
	8 県債	53,145,800
歳 入 合 計		74,040,727

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		74,040,727 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	58,943,304
	2 島名・福田坪開発事業費	5,576,027
	3 上河原崎・中西開発事業費	5,843,076
	4 阿見・吉原開発事業費	3,678,320
歳 出 合 計		74,040,727

令和2年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	419人	年間	152,935人
外来	1日平均	1,010人	年間	245,430人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	87,965人
外来	1日平均	315人	年間	76,545人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,785人
外来	1日平均	228人	年間	55,404人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	117,939千円
第1項 医業外収益	117,939千円
第2款 中央病院事業収益	20,300,782千円
第1項 医業収益	16,961,482千円
第2項 医業外収益	3,329,300千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,258,228千円
第1項 医業収益	3,202,985千円
第2項 医業外収益	1,054,243千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,476,313千円
第1項 医業収益	36,930千円
第2項 医業外収益	1,438,383千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	117,939千円
第1項 医業費用	117,929千円
第2項 医業外費用	10千円
第2款 中央病院事業費用	20,226,663千円
第1項 医業費用	20,027,448千円
第2項 医業外費用	179,215千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,257,043千円
第1項 医業費用	4,191,895千円
第2項 医業外費用	58,148千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,397,503千円
第1項 医業費用	1,326,668千円
第2項 医業外費用	68,835千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,412,945千円は、過年度分損益勘定留保資金619,400千円及び当年度分損益勘定留保資金793,545千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,253,849千円
第1項 企業債	619,100千円
第2項 負担金	624,749千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	207,610千円
第1項 企業債	63,500千円
第2項 負担金	142,787千円
第3項 他会計補助金	1,323千円
第3款 こども病院資本的収入	578,204千円
第1項 企業債	207,200千円

第2項 負担金	362,754千円
第3項 国庫補助金	8,250千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,208,688千円
第1項 建設改良費	1,040,086千円
第2項 償還金	1,162,842千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	361,928千円
第1項 建設改良費	75,767千円
第2項 償還金	285,981千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	881,992千円
第1項 建設改良費	215,518千円
第2項 償還金	666,474千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 619,100	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	63,500			
県立こども病院整備事業	207,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,695,074千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品 3,043,477千円

燃 料 52,860千円

計 3,096,337千円

2 こころの医療センター事業

薬 品 166,218千円

診療材料 31,636千円

燃 料 941千円

計 198,795千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	医療機器	人工心肺装置	1 台

令和2年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	137,999,930m ³
(3) 1日平均給水量	378,082m ³
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	6,533,124千円
鹿行広域水道事業	1,711,321千円
県中央広域水道事業	978,051千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,601,225千円
第1項 営業収益	17,398,501千円
第2項 営業外収益	2,177,730千円
第3項 特別利益	24,994千円
支 出	
第1款 事業費用	18,696,447千円
第1項 営業費用	17,518,292千円
第2項 営業外費用	1,140,761千円
第3項 特別損失	25,394千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,480,866千円は、過年度分損益勘定留保資金8,039,271千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額441,595千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,993,028千円
第1項 国庫補助金	1,505,814千円
第2項 企業債	978,200千円
第3項 出資金	1,000,000千円
第4項 負担金	214,212千円
第5項 他会計補助金	118,670千円
第6項 長期借入金	176,132千円

支 出

第1款 資本的支出	12,473,894千円
第1項 建設改良費	9,222,496千円
第2項 資産購入費	111,200千円
第3項 償還金	3,020,888千円
第4項 補助金返還金	119,310千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和3年度	343,000 <small>千円</small>
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和3年度 至 令和4年度	1,325,900
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和3年度	181,255
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和3年度	65,934

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	978,200 <small>千円</small>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,076,168千円

(2) 交 際 費 478千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、246,367千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

令和2年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	255事業所
(2) 年間総給水量	325,728,340m ³
(3) 1日平均給水量	892,406m ³
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	305,498千円
鹿島工業用水道事業	2,585,473千円
県南西広域工業用水道事業	1,715,204千円
県央広域工業用水道事業	270,651千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,605,841千円
第1項 営業収益	12,262,415千円
第2項 営業外収益	1,343,426千円
支 出	
第1款 事業費用	11,517,421千円
第1項 営業費用	10,776,882千円
第2項 営業外費用	730,039千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,287,636千円は、過年度分損益勘定留保資金6,633,165千円、当年度分消費税等資本的収支調整額245,957千円及び建設改良積立金408,514千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,315,225千円
第1項 国庫補助金	449,900千円
第2項 企業債	1,861,500千円
第3項 負担金	3,825千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,602,861千円
第1項 建設改良費	4,876,826千円

第2項 資産購入費	7,791千円
第3項 償還金	4,435,513千円
第4項 基金積立金	282,731千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 1,861,500	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 706,743千円 |
| (2) 交際費 | 296千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

令和2年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	41,784千円
賃貸棟数	2棟
(2) 土地造成事業	
稲敷土地造成事業	
土地造成費	227,157千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	43,330千円
第1項 営業収益	43,308千円
第2項 営業外収益	22千円
第2款 土地造成事業収益	57,116千円
第1項 営業収益	56,961千円
第2項 営業外収益	155千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	39,078千円
第1項 営業費用	36,416千円
第2項 営業外費用	2,062千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	39,092千円
第1項 営業費用	37,697千円
第2項 営業外費用	195千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額227,157千円は、過年度分損益勘定留保資金227,157千円で補てんする。)

支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	227,157千円
第1項 土地造成費	227,157千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 23,148千円 |
| (2) 交 際 費 | 11千円 |

令和2年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 45,027,626m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,702m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,396,885千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,553,711千円
第1項 営業収益	3,056,025千円
第2項 営業外収益	497,656千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 事業費用	3,249,692千円
第1項 営業費用	3,141,021千円
第2項 営業外費用	104,550千円
第3項 特別損失	3,121千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,822千円は、過年度分損益勘定留保資金1,181,707千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額81,115千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	526,084千円
第1項 国庫補助金	478,500千円
第2項 負担金	33,000千円
第3項 固定資産売却代金	14,584千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,788,906千円
第1項 建設改良費	1,396,885千円
第2項 資産購入費	24,947千円
第3項 償還金	367,074千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和3年度 至 令和5年度	3,600,000 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は，700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は，次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については，その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し，又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は，議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 195,853千円
- (2) 交 際 費 30千円

令和2年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	121,331,000m ³
(2) 1日平均処理水量	332,414m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,463,563千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,016,594千円
第1項 営業収益	8,086,316千円
第2項 営業外収益	8,836,676千円
第3項 特別利益	93,602千円
支 出	
第1款 事業費用	17,016,486千円
第1項 営業費用	16,506,625千円
第2項 営業外費用	439,945千円
第3項 特別損失	65,916千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,140,719千円は、過年度分損益勘定留保資金1,551,280千円、当年度分損益勘定留保資金525,773千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額63,666千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,893,474千円
第1項 国庫補助金	1,916,535千円
第2項 企業債	1,245,600千円
第3項 負担金	730,999千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	260千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,034,193千円
第1項 建設改良費	3,463,563千円
第2項 資産購入費	20,198千円

第3項 償 還 金 2,434,352千円

第4項 基金積立金 116,080千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 令和3年度 至 令和4年度	1,839,100 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和3年度 至 令和4年度	3,191,022
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和3年度	343,905
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和3年度	102,000
小貝川東部流域下水道工事請負契約	令和3年度	51,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,245,600 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 513,765千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,730,826千円である。